

# 検討課題事項の概要

## 1.1 版案の対応概要について

令和4年10月28日  
事務局提出資料

# 1. 検討論点に対する1.1版案の対応①

○ 各検討論点に対して、標準仕様書1.1版案で対応した内容は、以下のとおりである。

凡例 ○:反映済 △:反映予定 -:対応なし

No	検討要素	検討の論点	1.1版案への反映内容		
1	政府方針 (横並び調整)	マイナポータルぴったりサービス(ワンストップサービス)による電子申請の対応	-	1.0版において横並び調整方針どおり反映済であるが、共通機能等技術要件検討会での検討結果により修正が発生する可能性がある	-
		引越しワンストップサービスの推進に伴う対応	-	デジタル庁の方針を受けて、検討予定	-
2		支援対象者に係る抑止情報の活用	-	1.0版において横並び調整方針どおり反映済である。加害者情報の連携については、WTで要否を検討する	-
3		公的給付支給等口座の情報の利用	-	予防接種の健康被害救済給付関係で該当するが、健康被害救済制度の機能においては、標準仕様書上では台帳管理機能のみの整理としており、支払機能を定めていないため標準仕様としての対応予定無し	-
4		健康管理システムの機能を細分化した単位(サブユニット)での分割調達の検討	○	健康管理システムの機能の一部を切り出して調達する場合について、他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合と健康管理業務内で個別機能システムで調達する場合に分けて整理している	P4~9
5		健康増進法、母子保健法、予防接種法に係る制度改正	△	1.1版に向けて ・歯周疾患検診票の改訂に伴う修正を予定している ・母子健康手帳の見直しに伴う対応を予定している (いずれも現時点では未対応) 2.0版以降 ・こども家庭庁設置に伴う対応(子ども家庭センター設置による機能要件見直し等) ・予診票のデジタル化に向けた対応	-
6		住基、マイナンバー、その他関連業務・システムに係る制度改正・仕様変更	-	変更なし(今後、必要に応じて対応)	-
7	健康管理事務に係る事務連絡等による影響	△	1.1版に向けて ・新型コロナワクチンの直近の追加接種対応(現時点では4回目接種まで対応済)	-	

# 1. 検討論点に対する1.1版案の対応②

No	検討要素	検討の論点	1.1版案への反映内容		
8	関連施策 の状況	データ要件・連携要件の策定による影響	○	管理項目の基本的な考え方を取りまとめた	P10
9		ガバメントクラウドの先行事業による影響	—	変更なし(今後、必要に応じて対応)	—
10		デジタル庁で定める基本方針策定による影響	—	変更なし(今後、必要に応じて対応)	—
11	他業務分野の検討 状況	住民記録システム標準仕様書の改定による影響	—	変更なし(今後、必要に応じて対応)	—
12		第1グループの標準仕様書の改定による影響	—	変更なし(今後、必要に応じて対応)	—
13	構成員意見	令和4年度上期合同WTでの構成員からの意見	○	継続検討41件の対応を行った	1.1版案に反映
14	全国照会意見	令和4年度上期の全国照会での意見	○	継続検討711件の対応を行った 本編 71件 共通 219件 成人保健 71件 母子保健 271件 予防接種 79件	1.1版案に反映

# 1. 検討論点に対する1.1版案の対応③

○ 全国意見照会実施結果を踏まえて、標準仕様書1.1版案で対応した内容は、以下のとおりである。

No	検討要素	検討の論点	1.1版案への反映内容		
1	健康管理システムの標準化範囲外の業務との連携	健康管理システムと、健康管理システムの標準化範囲外の業務システムとの連携について、デジタル庁で定める基本方針を踏まえて、取り扱いの検討が必要。	—	標準準拠システムは以下 障害者福祉システムの、自立支援医療、精神通院医療 介護保険システムの、基本チェックリスト、二次予防事業 国民健康保険システムで検討中の特定健診等	—
2	他システムとのデータ連携	健康管理システム標準仕様書に記載されていない他システムとのデータ連携が必要との意見をいただいているので、取り扱いについて検討が必要。 意見照会で上がった連携情報は以下。 「保育園情報」「児童扶養手当情報」「障害者情報」	△	WTで可否を検討する	—
3	子ども子育て標準化範囲外事業の取り扱い	乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問管理、子どもを守る地域ネットワーク機能強化管理について、健康管理システム標準仕様での取り扱いについて検討が必要。	—	No1のとおり標準準拠システムの範囲が整理されたことを受け、関連システムの取り扱いとなった	—
4	委託料積算機能	健診・予防接種等の委託料積算を健康管理システムで実施しているという意見を多くいただいているため、標準仕様での取り扱いについて検討が必要。	△	WTで可否を検討する	—
5	費用助成・償還払い	自治体独自で健診費用、医療費等の助成事業管理を健康管理システムで実施しているという意見を多くいただいているため、標準仕様での取り扱いについて検討が必要。	△	WTで可否を検討する	—

## 2. サブユニット対応①(検討経緯)

- サブユニット対応とは、デジタル庁が定める「地方公共団体情報システム標準化基本方針【第1.0版】」に記載されている以下への対応である。

### 5.1.1.2 分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準

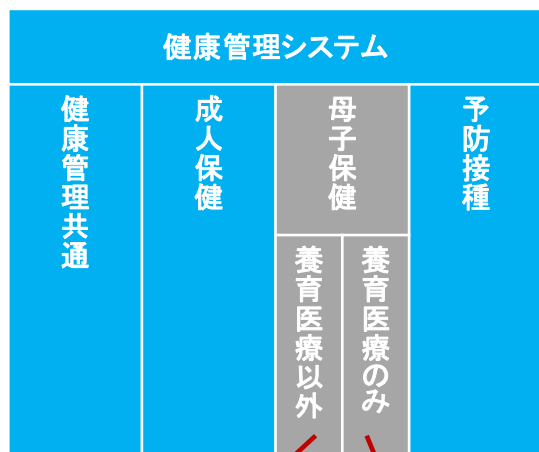
- 標準準拠システムについて、**一の業務をさらに細分化した単位での分割調達を可能とする場合**には、**細分化した単位(以下「サブユニット」という。)**を1システムと捉え、サブユニットについては、機能標準化基準の構成(5.1.1.3)に加え、サブユニット間の連携に係る機能についても漏れなく機能標準化基準に規定する。

- 健康管理システムにおいては、全国調査(全国意見照会)で意見があがった、母子保健(養育医療以外)、母子保健(養育医療)についてサブユニット対応の対象としている。

## 2. サブユニット対応②(一部切り出した機能の位置づけ)

- 実態調査を踏まえて整理すると、健康管理システムの機能の一部を切り出して調達するのは、以下の2パターンに分かれる。 ※グレー色が切り出す機能であり、矢印の先が調達するシステムとなる。

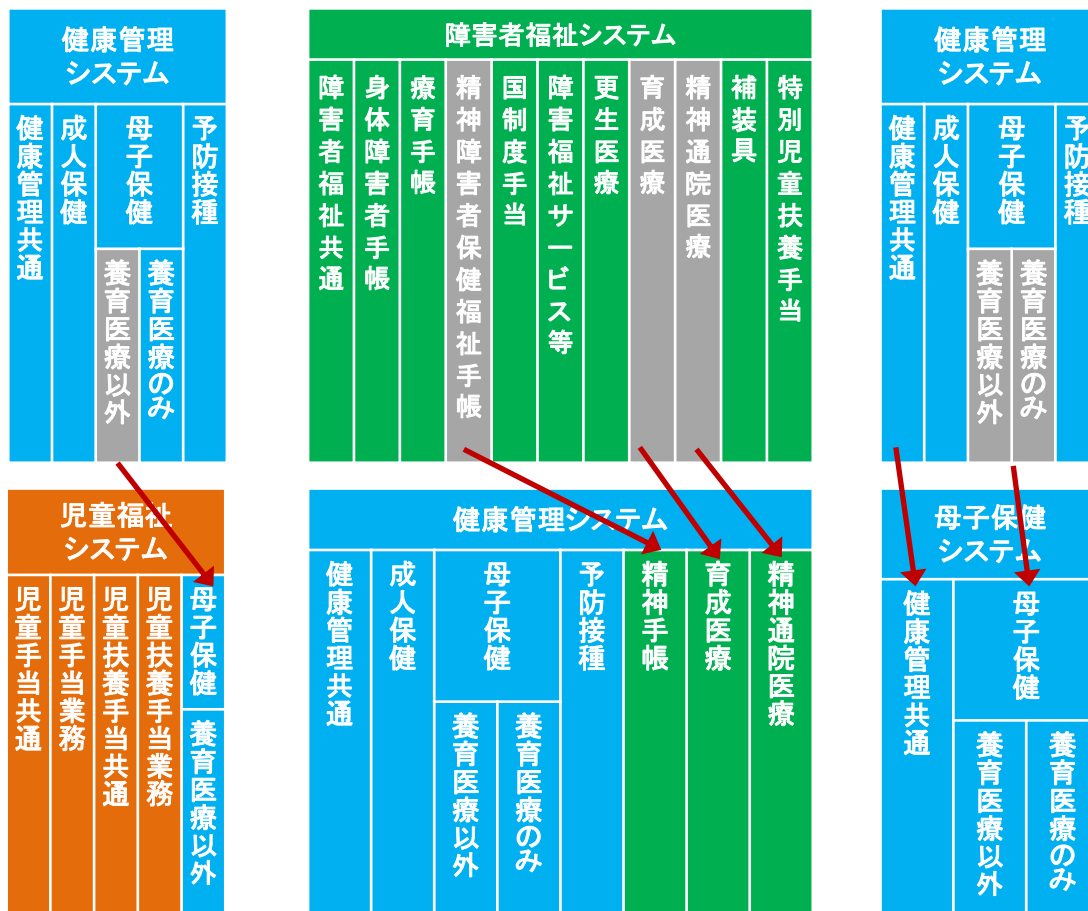
### A. 健康管理業務内で個別機能システムで調達する場合



①、②をサブユニットとする

- ・Aパターンは、サブユニットに該当する。
- ・サブユニット対応をすれば、分割調達が可能となる。

### B. 他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合(例)



- ・Bパターンはサブユニットに該当しない。
- ・同一パッケージの扱いとして、他の基幹系業務の標準準拠システムとして調達が可能となる。

## 2. サブユニット対応③(母子保健(養育医療以外)を切り出す場合の例)

- 母子保健(養育医療以外)について、A. 個別機能システム(個別に切り出したシステム)として調達する場合、又は B. 他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合は以下のとおりである。 ※他の切り出す機能についても考え方は同様

### A. 健康管理業務内で個別機能システムで調達する場合

#### 健康管理システム標準仕様書の適合範囲

標準仕様書(本編)

(別紙1) 業務フロー (別紙2) 機能・帳票要件 (別紙3) 帳票詳細要件 (別紙4) 帳票レイアウト

・01. 健康管理共通は、母子保健(養育医療以外)システムに該当する要件のみ対象

以下は全て対象

・06. 【母子保健】妊産婦管理

・07. 【母子保健】乳幼児管理

・08. 【母子保健】教育・相談・訪問・フォロー

### B. 児童福祉システムで調達する場合

#### 児童福祉システム標準仕様書の適合範囲

標準仕様書(本編)

(別紙1) 業務フロー (別紙2) 機能・帳票要件 (別紙3) 帳票詳細要件 (別紙4) 帳票レイアウト



#### 健康管理システム標準仕様書の適合範囲

(別紙1) 業務フロー

(別紙2) 機能・帳票要件

(別紙3) 帳票詳細要件

(別紙4) 帳票レイアウト

の、

・06. 【母子保健】妊産婦管理

・07. 【母子保健】乳幼児管理

・08. 【母子保健】教育・相談・訪問・フォロー

に該当する部分

・住基システムや税務システム等の他基幹系システムとの連携や共通的な機能は、児童福祉システム標準仕様書に準拠することとなる。



## 2. サブユニット対応④(本編の変更内容)

○ 標準仕様書(本編)の変更内容は次のとおりである。

### (4) 健康管理システム特有の調達要件について

地方自治体により、例えば「母子保健は児童福祉システムの一部」のようにシステムの括りとしては別システムとして調達する場合がある。また、障害者福祉システムの一部を含めて、保健システムとして調達・運用しているケースがある。

このように機能の一部を別システムにおいて調達する場合は、その機能については、健康管理システムの機能として調達しないことができる。このようなケースを踏まえて、健康管理システムの機能を細分化した単位(以下「サブユニット」という。)での分割調達を可能とすることを今後検討する。全国意見照会の結果を踏まえて、サブユニットとして「母子保健(養育医療以外)」「母子保健(養育医療のみ)」を切り出して調達可能とする形が想定される。想定されるサブユニットを表1-4に記載する。

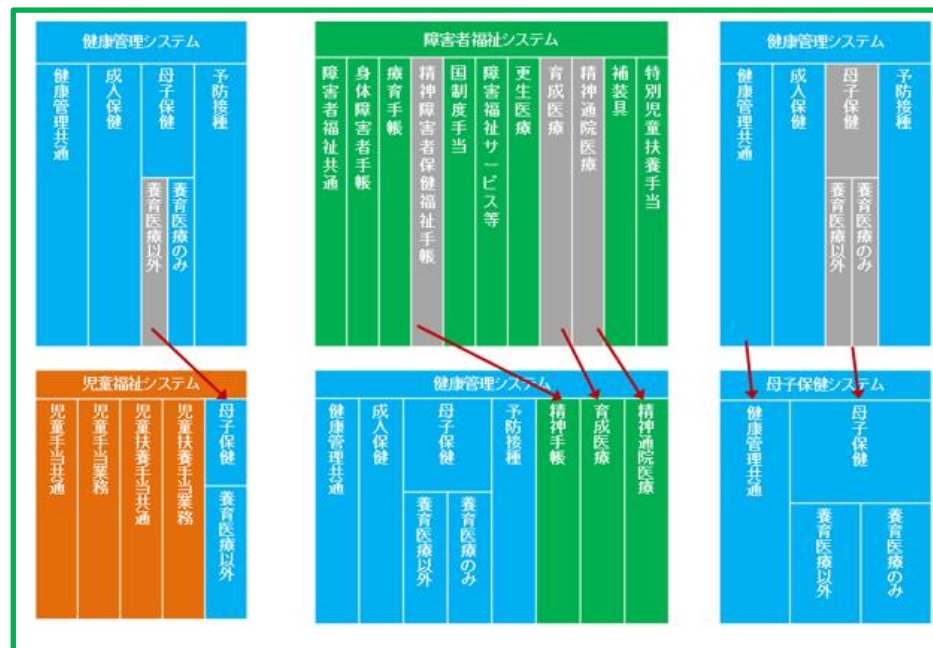
表1-4 想定されるサブユニット

#	サブユニット
1	母子保健(養育医療以外)
2	母子保健(養育医療のみ)

Bパターン(他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合)について記載している。

図1-54 一部の機能を他業務システムとして調達する場合地方自治体における従来の対応システムのイメージ

	標準仕様書上における健康管理システムの業務			標準仕様書上における障害者福祉システム(の一部)の業務		
	成人保健 予防接種	母子保健 (養育医療以外)	母子保健 (養育医療のみ)	精神手帳	自立支援医療 (精神滞院医療)	自立支援医療 (育成医療)
A市	保健システム	児童福祉システム(の一部)	保健システム	障害者福祉システム(の一部)		
B市	保健システム				障害者福祉システム(の一部)	
C市	保健システム			障害者福祉システム(の一部)		保健システム
D市	保健システム			障害者福祉システム(の一部)		
E市	保健システム					





## 2. サブユニット対応⑤(本編の変更内容)

○ 標準仕様書(本編)の変更内容は次のとおりである。

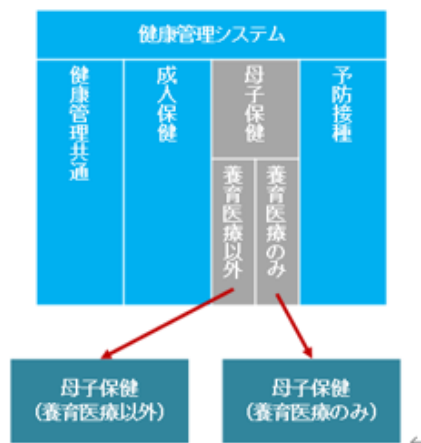
~~-(分割調達に関する留意点)-~~

~~また、地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】5.1.1.2「分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」において、標準仕様書のサブユニットの対応により標準準拠システムについて、一の業務をさらに細分化した単位での分割調達が可能となることが示されている。健康管理システムのサブユニットは、母子保健(養育医療以外)、母子保健(養育医療)とし、必要な連携機能は機能・帳票要件に定めている。標準仕様書においても、今後、サブユニットに対応して予定としている。~~

~~なお、一部の事務を他業務の標準準拠システムに含めて調達する場合は、他業務の標準仕様書の注記に準ずる予定としている。~~

~~-(事例として、母子保健(養育以外)を見童福祉システムとして一体となったシステムとして調達する場合は、児童手当システム標準仕様書の注記に準ずることとなる。)-~~

図 1-5 一部の機能を個別システムとして調達する場合のイメージ



Aパターン(健康管理業務内で個別機能システムで調達する場合)について記載している。

## 2. サブユニット対応⑥(機能・帳票要件(健康管理共通)の変更内容)

- 各サブユニットの実装区分や健康管理システムとサブユニット(個別機能システム)の連携で追加した連携機能は、以下のとおりである。
- 健康管理共通 ※一部抜粋

サブユニットを追加している。サブユニットを調達する場合は、該当するサブユニットの実装区分(◎、○、×)に適合する必要がある。

機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由
			健康管理システム	母子保健 (養育医療以外)	母子保健 (養育医療のみ)	
0000001	1.1.1.	住民基本台帳システムに、住民基本台帳情報を照会する。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、 <b>健康管理システムで</b> 利用できること ※2 連携頻度はリアル・日次・月次とする ※3 支援措置対象者情報も連携できる ※4 住居外情報も連携できること	◎	◎	◎	・住民基本台帳情報との連携要件を定めている。 自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。 ・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。 ・API連携を想定した仕様である。
0000016	1.1.17.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名機能へ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 <以下データ標準レイアウト> ・80 妊娠届出情報 ・84 予防接種の実施に関する情報 ・86 妊産婦・乳児・幼児に対する健診に関する情報 ・90 肺がん検診(一次) ・91 肺がん検診(精密) ・92 乳がん検診(一次) ・93 乳がん検診(精密) ・94 胃がん検診(一次) ・95 胃がん検診(精密) ・96 子宮頸がん検診(一次) ・97 子宮頸がん検診(精密) ・98 大腸がん検診(一次) ・99 大腸がん検診(精密) ・100 肝炎ウイルス検診(一次) ・101 肝炎ウイルス検診(精密) ・102 骨粗鬆症検診(一次) ・103 骨粗鬆症検診(精密) ・104 歯周疾患検診(一次) ・105 歯周疾患検診(精密) ・88 新型コロナウイルス感染症に関する情報 ※1 副本登録用データの作成・連携は一括処理ができること ※2 住居外宛名も連携できること ※3 前回連携データからの差分データを連携できること	◎	×	×	サブユニット固有の要件は要件を切り離す対応を行っている。
		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名機能へ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 <以下データ標準レイアウト> ・80 妊娠届出情報 ・86 妊産婦・乳児・幼児に対する健診に関する情報 ※1 副本登録用データの作成・連携は一括処理ができること ※2 住居外宛名も連携できること	◎	◎	×	

健康管理システムに限定せずサブユニットも含まれるため削除している。

サブユニット固有の要件は要件を切り離す対応を行っている。

※ サブユニット対応による機能・帳票要件の正式なフォーマット(記載方法)は、デジタル庁と調整中である。

### 3. 健康管理システムにおける管理項目に関する基本的な考え方①

健康管理業務においては、健康管理システム標準仕様書【第1.0版】に示されているとおり、各自治体が地域特性に応じた事業を実施している。

～健康管理システム標準仕様書【第1.0版】 P5抜粋～

＜標準化システムアーキテクチャとの関係性＞

企業の健康保険組合や公務員を対象とした共済組合等が実施する職域保健に対し、自治体が発行する健康管理は、地域保健という名称のとおり、地域の実情に基づいて効果的・効率的な保健事業を展開することが求められている。データヘルス計画においても、地域ごとの健康課題を抽出し、それに合わせた対策を行っていくことが求められており、糖尿病や高血圧、各種がん検診など地域の実情に応じた事業展開を実施していることから、自治体ごとに健康課題や対応策も異なり多種多様なニーズが求められている。

地域住民がその生活基盤の中で自らの健康の保持増進を図れるように必要な保健技術を地域社会に見合った形で、組織的に提供している地域特性運用があることから、住民サービスの低下を招かないために、汎用的に管理項目を制御できる仕組みや、帳票様式、印字項目を変更可能とする仕組み等のシステムアーキテクチャを取り入れる必要がある。

上記を踏まえて、管理項目として定義する標準的な項目については、以下エビデンスで定義されている項目に準拠することを原則とし、地方自治体が独自に管理する必要があるものについては、独自施策項目を活用することとする。

ただし、共通機能に関する管理項目などエビデンスが存在しないものについては、検討会等で協議し、管理項目を定義することとする。

No	分野	エビデンス
1	全般	法律政令省令等で定義される項目
2	全般	ぴったりサービスの該当手続きで定義される項目
3	全般	データ標準レイアウト関連様式で定義される項目
4	全般	地域保健・健康増進事業報告における集計対象項目
5	全般	健康管理システム標準仕様書【第1.0版】（別紙3）帳票詳細要件で定義される項目
6	成人	自治体検診に係る PHR への対応を踏まえた標準様式で定義される項目
7	母子	健やか親子21（第2次）乳幼児健康診査必須問診項目、推奨問診項目
8	予防	ワクチン接種記録システム（VRS）CSVデータフォーマットで定義される項目

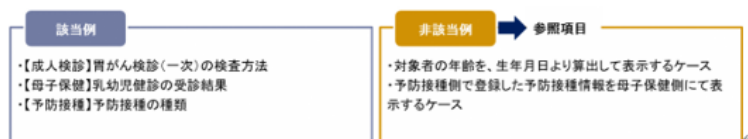
### 3. 健康管理システムにおける管理項目に関する基本的な考え方②(本編の変更内容)

#### ○ 標準仕様書(本編)の変更内容は次のとおりである。

#### (3) 管理項目について

該当する機能で管理すべき項目として「管理項目」をまとめている。「管理」とはデータの設定・保持・修正ができることをいい、参照又は表示のみを目的とした項目は管理項目として定めないこととしている。そのため、参照・表示のみを目的とした項目については、参照要件又は表示要件として記載している。

図3-1 管理項目の該当例と非該当例



なお、国民健康保険情報等、他システム連携で取得した情報について健康管理システム側で保持・修正を行う場合は管理項目となる。

#### (4) 管理項目の考え方について

健康管理分野においては、第1章>3. 対象>3 (2) 対象分野>標準化システムアーキテクチャとの関係性で示したことを踏まえ、管理項目として定義する標準項目については、以下エビデンスで定義されている項目に準拠することを原則とし、地方自治体が独自に管理する必要がある項目については、独自施策項目を活用することとする。

表3-4 管理項目の考え方

分野	記載方針
全般	法律政令省令等で定義される項目
全般	ぴったりサービスの該当手続きで定義される項目
全般	データ標準レイアウト関連様式で定義される項目
全般	地域保健・健康増進事業報告における集計対象項目
全般	健康管理システム標準仕様書【第1.0版】(別紙3)帳票詳細要件で定義される項目
成人保健	自治体検診に係る PHR への対応を踏まえた標準様式で定義される項目
母子保健	健やか親子2.1(第2次)「乳幼児健康診査必須問診項目、推奨問診項目」
予防接種	ワクチン接種記録システム(VRS) CSVデータフォーマットで定義される項目

## 4. 1.1版案の主な検討事項①(本編・健康管理共通)

No	検討内容	検討の方向性等
1	<p>○各種委託料積算機能について(全国意見照会における主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月毎に医療機関等の委託先への支払い金額を医療機関毎に算出したい。検診毎に、単価設定(【委託先】【集団・個別区分】【徴収区分】【金額】の登録・管理)ができるようお願いしたい。</li> <li>・各業務の委託料を年度単位・種類別に登録ができ、結果を取り込んだのちに請求単位ごとに集計ができる機能を実装してほしい。また、初診料の調整が可能としてほしい。</li> <li>・支払データを基に振込依頼データ(全銀協データ)を出力可能としてほしい。</li> </ul>	<p>反映可否を検討したい (意見に対する事務局回答)</p> <p>各種委託料積算については、地方自治体や医師会により独自性が高い業務であることから、標準化範囲外とさせていただきます。</p>
2	<p>○DV加害者情報の連携要件について</p> <p>横並び調整方針によりDV加害者情報の連携要件(旧機能ID:1.1.2.)は、各業務において検討とされているところ、健康管理においては、1.0版で要件を削除している。連携として受け取る必要があるか、また独自で把握したDV加害者情報を管理する要件は必要であるか。</p>	<p>要件未記載であるが問題ないか (構成員5団体のご意見)</p> <p>健康管理システム内で加害者の考え方を考慮した運用は行っていない。</p> <p>母子側で運用として実施している可能性があるため、必須でなくてもオプション機能であればよい。</p> <p>手書きメモとして運用中であり加害者情報の管理は必要。ただし連携として必要とは言い難い。</p> <p>加害者情報を管理使用していないため不要である。</p> <p>管理していない。健康管理標準システムとしても不要と考える。(支援措置対象者の情報があれば充分であるため)</p>
3	<p>○住登外者情報の利用権限について(全国意見照会における主な意見)</p> <p>住登外者情報について所属・事業単位で利用権限を設定する機能が必須(住登外者の同意なく他の事業で情報を利用するとトラブルにつながる)</p>	<p>共通機能に関する部分でもあるため、要否確認の上、デジタル庁に申し送りしたい</p>

## 4. 1.1版案の主な検討事項②(本編・健康管理共通)

No	検討内容	検討の方向性等
4	<p>○出先機関における受付運用について(全国意見照会における主な意見) ネットワークが繋がっていない場所で受付等を実施するため、端末にシステムのアプリケーションおよびデータベースの一部をコピーし、スタンドアロンでシステムを持ち出し⇒スタンドアロン状態で入力したデータをサーバーのデータベースに持ち帰りという運用は継続して実施可能か。</p>	要件の要否を検討したい
5	<p>○外国人の氏名優先区分について 外国人の氏名を出力するとき、住基システムより連携される氏名優先区分をもとに、通称名・本名の出力制御を実施することとしている(機能ID 0000454) 住基システムより連携される氏名優先区分とは別に、健康管理システム独自の氏名優先区分の管理に関する必要有無についてご意見をいただきたい。</p>	要件の要否を検討したい
6	<p>○「機能ID 0000126に準じて出力」としている帳票要件について 例:機能ID 0000184:希望調査票を出力できること(機能ID 0000126に準じて出力)。 機能ID 0000126にて、「印字する管理項目はユーザ操作で自由に設定できること」としているが、最低限出力必須とする項目を定義すべきかどうかご意見をいただきたい。</p>	要件の要否を検討したい
7	<p>○履歴管理要件について 成人保健、母子保健、予防接種において、一部履歴管理要件を定めている要件があったが、記載統一のため履歴管理に関する要件は削除している。※履歴管理を不可とするものではない。履歴管理については、「別紙2-2管理項目」において“履歴番号”を保持している＝履歴管理可能、という整理となる。</p>	共有事項

## 4. 1.1版案の主な検討事項③(成人保健)

No	検討内容	検討の方向性等
1	特記すべき検討事項なし	